

平成21年2月9日
消 防 庁

消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申

救急搬送において受入医療機関の選定が困難である事案が社会問題化している中、消防機関と医療機関とが密に連携し、円滑な救急搬送・受入医療体制を構築することは、国民の安心・安全を守る観点から重要な課題となっています。

そこで、消防審議会において、消防機関と医療機関の連携のあり方について審議が行われ、この度「消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申」が取りまとめられましたので、お知らせします。

消防庁としては、この答申を踏まえ、「消防法の一部を改正する法律案」の検討を進め、今国会に提出する予定です。

<添付資料>

- ・ [消防審議会答申の概要](#)
- ・ [消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申](#)



連絡先

消防庁総務課（審議会に関すること）

担当：大塚補佐、伊藤係長、桑垣事務官

電話 03(5253)7506(直通) FAX 03(5253)7531

消防庁消防・救急課救急企画室

（消防機関と医療機関の連携のあり方に関すること）

担当：君塚補佐、溝口救急専門官

電話 03(5253)7529(直通) FAX 03(5253)7539